

船橋市手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する規則(昭和55年船橋市規則第45号。以下「規則」という。)に基づく手話通訳者又は要約筆記者(以下「手話通訳者等」という。)の派遣に関し、必要な事項を定める。

(派遣等)

第2条 規則第3条に規定する市長が別に定める場合は、次の各号に掲げるところによるものとし、当該各号のいずれかに該当するときは、派遣を認めないこととする。

- (1) 特定の政党若しくは個人による政治的活動又はそれらを支援する活動
- (2) 特定の団体若しくは個人による宗教的活動又はそれらを支援する活動
- (3) 営利を目的とする活動
- (4) 遊興又は娯楽を目的とする活動
- (5) 物品の購入にあたって、詳しい説明など業者や相手方との意思疎通を必要としない食料品、日用品等の買い物
- (6) おおむね週2回以上の頻度で継続的に行われる活動
- (7) 学校教育法第1条に規定する学校、予備校又は学習塾等で行われる授業
- (8) その他市長が、公共の福祉に反すると認めるもの又は社会通念上派遣することが好ましくないと認めるもの

(派遣の範囲)

第3条 規則第7条に規定する市長が必要と認める場合において、手話通訳者等を派遣できる市外の範囲は、JR 船橋駅を起点とした際の路程が原則として100キロメートル未満であることとする。

附 則

この基準は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。